

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規則	福島県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則	一五
告示	大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定により変更の届出があった件	一五
	大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	一六
	地籍調査の成果について認証した件三件	一六
	国土調査として指定した件	一七
	土地改良区の定款の変更を認可した件	一七
	土地改良区の解散を認可した件	一七
	道路の区域を変更する件	一七
	道路の供用を開始する件	一七
	土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した件	一七
公告	特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件	一六
	函科技工士試験の合格者を公告する件	一六
	争議行為を行う旨通知があった件	一六
	蚕業技術員資格試験を実施する件	一六
	土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	一六
	宅地建物取引業法により業務の停止処分をした件二件	一七
	福島県警察本部	一七
	一般競争入札を行う件	一七
	福島県人事委員会	一七
	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	一七
	職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	一七

規 則

福島県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年三月十七日

福島県規則第十三号

福島県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

福島県老人福祉法施行細則(平成五年福島県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「による」を「の規定による」に、「よらなければならない」を「よるものとする」に改め、同条第二項中「による」を「の規定による」に、「又は有料老人ホーム廃止(休止)届(様式第二十四号)によらなければならない」を「によるものとする」に改め、同条に次の一項を加える。

3 法第二十九条第三項の規定による届出は、有料老人ホーム廃止(休止)届(様式第二十四号)によるものとする。

様式第二十四号中「廃止(休止)したので」「廃止したい(休止したい)ので」を「第29条第2項」を「第29条第3項」に、「廃止(休止)の際現に入居していた者について」としたを「現に入居している者に対する」に、「廃止(休止)した年月日」を「廃止しよう(休止しよう)とする年月日」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十一年五月一日から施行する。
2 改正後の福島県老人福祉法施行細則第十七条第三項及び様式第二十四号の規定は、この規則の施行の日から起算して一月を経過する日以後にその事業を廃止し、又は休止する有料老人ホームの設置者(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十九条第一項の規定による届出をした者をいう。以下この項において同じ。)について適用し、同日前にその事業を廃止し、又は休止した有料老人ホームの設置者については、なお従前の例による。
(高齢福祉課)

告 示

福島県告示第七十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出及び法第六条第三項において準用する同法第五条第二項に規定する添付書類を平成二十一年三月十七日から同年七月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年三月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
いわきニュータウンショッピングセンター いわき市中央台飯野四丁目一番地

福島県知事 佐藤 雄平

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻午前九時、閉店時刻午後十時

(変更後) 開店時刻午前八時、閉店時刻翌午前三時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時三十分から午後十時三十分

(変更後) 午前七時三十分から翌午前三時三十分

3 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前四時から翌午前一時

(変更後) 午前六時から翌午前一時

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 一万四千八百十六平方メートル

(変更後) 一万四千三百五十九平方メートル

三 変更しようとする年月日

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

平成二十一年三月二十七日

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

平成二十一年三月二十七日

3 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

平成二十一年三月二十七日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

平成二十一年十一月六日

四 届出年月日

平成二十一年三月五日

五 届出をした者

株式会社長崎屋

福島県告示第百七十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一

項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要

は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年三月十七日から同年四月十七日

まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工

部地域づくり・商工労働課及び南相馬市経済部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年三月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）南相馬ショッピングセンター 南相馬市原町区大木戸字金場七十七番地ほ

二 法第八条第一項の規定により南相馬市から聴取した意見の概要

意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

1 意見の提出者

原町商工会議所

2 意見の概要

深夜二十四時まで及びゲームセンターの営業は、福島県青少年健全育成条例の

趣旨、目的に照らし合わせると、営業時間の繰上げ（二十一時三十分）を強く望む。

（商業まちづくり課）

福島県告示第百七十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、河沼郡湯

川村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十一年三月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 調査を行った者の名称

湯川村

二 成果の名称

河沼郡湯川村大字堂畑及び三川の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第百七十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、東白川郡

鮫川村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十一年三月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 調査を行った者の名称

鮫川村

二 成果の名称

東白川郡鮫川村大字渡瀬の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第百八十号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、河沼郡湯

川村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十一年三月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 調査を行った者の名称

湯川村

二 成果の名称
河沼郡湯川村大字三川の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第百八十一号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条第三項の規定により、国土調査として平成二十一年三月十七日次のとおり指定した。
平成二十一年三月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

一 調査を行う者の名称

会津若松市

二 調査地域

会津若松市湊町大字赤井の一部

三 調査期間

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

(農村計画課)

福島県告示第百八十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、柳津町土地改良区から平成二十一年二月二十三日付けで申請のあった定款の変更について、同年三月十日認可した。
平成二十一年三月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

福島県告示第百八十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第六十七条第二項の規定により、郡山市赤津土地改良区から申請のあった土地改良区の解散について、平成二十一年三月十日認可した。
平成二十一年三月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

福島県告示第百八十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十一年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十一年三月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道柳津 昭和線	河沼郡柳津町大字大成 沢字ブナ山一〇四一番 一地先から	変更前	A 五・〇 二二・〇	二、五六〇・〇
	同 郡同 町大字琵琶 首字一ノ平一〇四八番 一地先まで	B 九・五 四二・〇	二、〇六〇・〇	
	河沼郡柳津町大字大成 沢字ブナ山一〇四一番 一地先から	変更後	A 五・〇 二二・〇	一、四三五・五
	同 郡同 町大字大成 沢字谷滝一三四番地先 まで	B 九・五 四二・〇	二、〇六〇・〇	

(道路計画課)

福島県告示第百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十一年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十一年三月十七日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
国道二八九号	東白川郡鮫川村大字渡瀬字青生野三三九番 三地先から	平成二十二年三月 一九日
同 郡同	村大字渡瀬字青生野三三九番	

二地先まで

(道路計画課)

福島県告示第八十六号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第三十九条第一項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年三月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 土地区画整理組合の名称 会津若松市五月町土地区画整理組合
- 二 事務所所在地 会津若松市橋本二丁目二番三十四号
- 三 設立認可の年月日 平成四年九月八日
- 四 変更認可の年月日 平成二十一年三月十日
- 五 変更の内容 事業施行期間

変更前 平成四年九月八日から平成二十一年三月三十一日
変更後 平成四年九月八日から平成二十二年三月三十一日
(まちづくり推進課)

公 告

公告第二百二十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年三月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年三月五日
- 二 名称 特定非営利活動法人環境修復再生機構
- 三 代表者の氏名 落合 良二
- 四 主たる事務所の所在地 福島県福島市中町二番九号Dクラディア福島一〇三号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、「廃棄物物理立地・場所を環境汚染地として後世に残さない」、「埋立廃棄物の管理と可能な循環の利用を図る」の理念で、環境の保全を促進する事業を行い、社会に寄与することを目的とする。

公告第二百二十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年三月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年三月九日
- 二 名称 NPO法人訪問看護ステーションぱれっと
- 三 代表者の氏名 皆川 夏樹
- 四 主たる事務所の所在地 福島県いわき市郷ヶ丘二丁目二十三番地の十八
- 五 定款に記載された目的 この法人は、福島県いわき市内において、疾患ないし障害を抱え、病院への通院が困難で、在宅での生活を送る上での医療・介護上の援助を必要とする市民に対して、訪問看護に関する事業を行い、在宅での健康管理が安心して行え、ひいては、不必要な救急搬送や入院の数を減らすことに寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百二十八号

平成二十一年福島県歯科技工士試験の合格者は、次のとおりである。

平成二十一年三月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
一	二	三	四
六	七	八	九
一〇	一一	一二	一三
一四	一五	一六	一七
一八	一九	二〇	

(医療看護課)

公告第二百二十九号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、福島県医療労働組合連合会執行委員長斎藤富春から医療・福祉労働者の大幅増員、賃金と雇用の確保等の要求に関して次のとおり争議行為を行う旨平成二十一年三月九日付で通知があった。

平成二十一年三月十七日

一日時 平成二十一年三月二十六日から問題解決までの期間

二 場所 大原綜合病院、清水病院、大原医療センター、医療生協わたり病院、生協いの診療所、医療生協ふれあいクリニックさくらみず、訪問看護ほほえみステーション、訪問看護やまなみステーション、訪問看護さくらみずステーション、ほほえみ介護支援事業所、やまなみ介護支援事業所、桑野協立病院、桑野訪問看護ステーション、郡山東訪問看護ステーション、小名浜生協病院、小名浜生協病院付属せいきょうクリニック、訪問看護ステーションかもめ、デイサービスセンター虹の丘、デイサービスセンター岡小名、会津若松診療所、きたかた診療所、訪問看護ないろステーション、訪問看護きたかたステーション、白河厚生総合病院、白河厚生総合病院付属高等看護学院、農村検診センター、塙厚生病院、塙厚生病院併設介護老人保健施設久慈の郷、鹿島厚生病院、鹿島厚生病院併設老人保健施設厚寿苑、双葉厚生病院、高田厚生病院、坂下厚生総合病院、坂下厚生総合病院併設老人保健施設なごみ、厚生連本所、竹田綜合病院、竹田にここへルパーステーション、竹田訪問看護ステーション、竹田地域包括支援センター、竹田指定居宅介護支援事業所、通所リハビリテーションTR Y、竹田ほほえみデイサービスセンター、竹田綜合病院附属芦ノ牧温泉病院、エミネンス芦ノ牧、山鹿クリニック及び星綜合病院附属星ヶ丘病院

三 概要 ストライキを含む争議行為を随時行う。

(雇用労政課)

公告第三百十号

福島県蚕業技術員登録条例(昭和三十二年福島県条例第六十五号)第三条の規定により、平成二十年度福島県蚕業技術員資格試験を次のとおり実施する。

平成二十一年三月十七日

- 一 試験期日 平成二十一年三月三十日(月) 午前九時三十分から正午まで
- 二 試験場所 福島県自治会館七階七〇二会議室(福島県福島市中町八番二号)
- 三 受験手続 試験を受けようとする者は、受験願書に関係書類を添え、平成二十一年三月二十四日(火)までに知事に提出すること。
- 四 合格発表 試験合格者については、平成二十一年四月十日(金)までに福島県のウェブページ(<http://www.cns.pref.fukushima.jp/>)に掲載して発表するとともに合格者に通知する。
- 五 その他

1 試験手数料は千五百円とし、試験手数料に相当する額面の福島県収入証紙を受験願書にはって納めること。

2 試験について不明な点は、所轄の福島県農林事務所農業振興普及部農業振興課又

は福島県農林水産部生産流通総室園芸課に問い合わせること。

(園芸課)

公告第三百三十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十一年三月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
社川沿岸土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

理事 金澤 昌明 白河市関辺石田一五八番地

同 齋藤 一郎 市関辺川前七番地

同 滝田 国男 市表郷深渡戸字森前八六番地

同 鈴木 一弘 市表郷金山字藤川原一〇番地

同 小貫 正衛 市表郷番沢字松上三四番地

同 滝田 民男 市表郷深渡戸字森前三番地

同 藤田 賢一 市表郷金山字越堀一三番地

同 柳路 正吉 市表郷三森字下道下一一番地

同 鈴木 誠一 市表郷小松字日向一六〇番地

同 緑川 好一 市表郷下羽原字吉田一三六番地

同 藤田 幸治 東白川郡棚倉町大字花園字鹿子山九九番地一

同 加藤 幸一 同 町大字棚倉字日向前一七番地五

同 菊地 尚平 同 町大字逆川字屋敷一八番地一

同 松本多喜男 同 郡同 町大字玉野字東宅地六四番地

同 近藤 亥市 同 郡同 町大字堤字羽黒東八番地

同 長谷川保夫 同 郡同 町大字檜木字若林二六番地

同 近藤 新治 同 郡同 町大字一色字太夫内二二番地

同 富永 健哉 石川郡浅川町大字太田輪字猪窪二六番地一

同 石井 精治 同 郡同 町大字浅川字荒町四七番地

同 八木沼政昭 同 郡同 町大字小貫字新屋敷一四番地

同 佐藤 勝重 白河市双石新田一一番地

同 増子 公一 市表郷高木字上宿六五番地

同 塩田 成生 東白川郡棚倉町大字福井字宇井前八五番地

同 須藤 茂 石川郡浅川町大字箕輪字池下七番地

就任した役員

役別 氏名 住所

理事 鈴木 和夫 白河市大工町三八番地三

同	齋藤 一郎	同	市関辺川前七番地
同	小林 兵吉	同	市関辺油久保五番地
同	小貫 正衛	同	市表郷番沢字松上三四番地
同	藤田 賢一	同	市表郷金山字越堀一三番地
同	根本 文夫	同	市表郷八幡字石前七番地
同	増子 公一	同	市表郷高木字上宿六五番地
同	和知 隆志	同	市表郷堀之内字堀ノ内一八八番地
同	小松 美好	同	市表郷三森字下原道上二〇番地
同	緑川 好一	同	市表郷下羽原字吉田一三六番地
同	藤田 幸治	同	東白川郡棚倉町大字花園字鹿子山九九番地一
同	加藤 幸一	同	郡同 町大字棚倉字日向前一七番地五
同	菊地 尚平	同	郡同 町大字逆川字屋敷一八番地一
同	近藤 亥市	同	郡同 町大字堀字羽黒東八番地
同	大河内七郎	同	町大字福井字宇井前四四番地
同	松本 庄司	同	町大字玉野字東宅地一九番地
同	藤田 守	同	郡同 町大字檜木字千代田二七番地三
同	須藤 一夫	同	石川郡浅川町大字松野字内畑一七一番地
同	大河内憲治	同	郡同 町大字太田輪字二渡二三番地の二
同	須藤 茂	同	郡同 町大字箕輪字池下七番地
監事	佐藤 勝重	同	白河市双石新田一一番地
同	藤田 利子	同	市表郷金山字菅辻九七番地
同	近藤 松男	同	東白川郡棚倉町大字一色字カチヤ前二六番地
同	岡部 壽	同	石川郡浅川町大字滝輪字蔵石九三番地

(農村計画課)

公告第百三十二号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定により、次のとおり業務の停止処分をした。

平成二十一年三月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 被処分者 有限会社大富建設
所在地 福島市大森字高田九番地
免許番号 福島県知事(一)第二二五七号
- 二 処分の種類及び期間
平成二十一年三月二十三日から同年四月五日までの十四日間の業務の全部の停止
- 三 処分理由
宅地建物取引業法第六十五条第二項に該当するため。

(建築指導課)

公告第百三十三号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定により、次のとおり業務の停止処分をした。

平成二十一年三月十七日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 被処分者 松長不動産商会
所在地 会津若松市館脇町十番三十五号 城見荘一号
免許番号 福島県知事(六)第五〇一六八号
- 二 処分の種類及び期間
平成二十一年三月二十三日から同年四月五日までの十四日間の業務の全部の停止
- 三 処分理由
宅地建物取引業法第六十五条第二項に該当するため。

(建築指導課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第27号

当直等で使用する寝具類の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。

平成21年3月17日

福島県警察本部長 久保 潤 二

- 1 入札に付する事項
(1) 借入物品の名称及び予定数量 当直等で使用する寝具類 206,955組(搬入、交換、回収等を含む。)
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 入札説明書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、貸与した相当期間の実績を有する者であること。

(4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成21年3月24日(火)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課入札係

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成21年3月30日(月)午前10時 福島県警察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)

(3) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成21年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

8 その他

(1) 入札方法 入札書には、当直等で使用する寝具類1組当たりの単価に予定数量を乗じて得た額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税の額を含む金額)で、当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てたもの)を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

福島県人事委員会

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第四号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第五を次のように改める。

別表第五(第二十八条関係)

特 地	公 署 名	級別区分
	福島県立口見高等学校	二級地
	福島県会津坂下警察署昭和駐在所	二級地
	福島県南会津警察署只見駐在所	二級地
	福島県南会津警察署朝日駐在所	二級地
	福島県南会津警察署檜枝岐臨時派出所	二級地
	福島県農業総合センター畜産研究所沼尻分場	一級地
	福島県山口土木事務所	一級地
	福島県立三川口高等学校	一級地
	福島県立南会津高等学校	一級地
	福島県須賀川警察署湯本駐在所	一級地

福島県喜多方警察署奥川駐在所	一級地
福島県会津坂下警察署横田駐在所	一級地
福島県会津坂下警察署金山駐在所	一級地
福島県南会津警察署伊南駐在所	一級地
福島県南会津警察署南郷駐在所	一級地
福島県南会津警察署舘岩駐在所	一級地

別表第六中「福島県真野ダム管理事務所」を「福島県真野ダム管理事務所」に、「福島県猪苗代警察署裏磐梯駐在所」を「福島県会津坂下警察署西山駐在所」に、「福島県会津坂下警察署西山駐在所」を「福島県会津坂下警察署三島駐在所」に改める。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年三月二十七日から施行する。ただし、別表第五の改正規定（福島県立只見高等学校の項に係る部分に限る。）及び別表第六の改正規定（「福島県真野ダム管理事務所」を「福島県真野ダム管理事務所」に改める部分に限る。）は、同年四月一日から施行する。

(特勤勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）第十一条の三第一項の規定により人事委員会が指定する公署（以下「準特地公署」という。）として指定されていた公署で施行日において準特地公署として指定されないこととなるものは、施行日の前日に当該準特地公署に勤務する職員で施行日以後その公署に引き続き勤務することとなるもの（施行日の前日に特勤勤務手当に準ずる手当の支給を受けていたものに限る。以下「継続準特地勤務職員」という。）に係る特勤勤務手当に準ずる手当の支給については、施行日から平成二十四年三月三十一日までその期間内に当該公署が準特地公署に該当することとなった場合にあつては、その該当することとなった日の前日までの間）、準特地公署とみなす。この場合において、継続準特地勤務職員に係る特勤勤務手当に準ずる手当の月額、改正後の職員の給与の支給に関する規則第二十八条の三及び第二十八条の四の規定にかかわらず、改正前の職員の給与の支給に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第二十八条の三及び第二十八条の四の規定による特勤勤務手当に準ずる手当の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、改正前の規

則第二十八条の三第二項中「受けていた給料」を「受けていた給料の月額（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号）第二条第二項に規定する育児短時間勤務職員等にあつては、その額に同項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間から除して得た数を乗じて得た額）」と読み替えて改正前の規則第二十八条の三及び第二十八条の四の規定を適用したときに得られる特勤勤務手当に準ずる手当の月額）に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（当該額に一円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

- 一 施行日から平成二十三年三月三十一日まで 百分の百
 - 二 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで 百分の五十
- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(採用給与課)

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十七日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第五号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年福島県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「までの間」の下に「（その期間内に当該公署が準特地公署に該当することとなった場合にあつては、その該当することとなった日の前日までの間）」を加える。

附 則

この規則は、平成二十一年三月二十七日から施行する。

(採用給与課)